

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24617007

研究課題名(和文) 性格不一致の離婚と結婚愛の系譜：ミルトンの離婚論を起点とした結婚・離婚幻想批判

研究課題名(英文) Incompatibility as sufficient grounds of divorce: A critical approach to the modern idea of marriage and divorce from Milton's divorce tracts

研究代表者

鈴木 繁夫 (Suzuki, Shigeo)

名古屋大学・国際言語文化研究科・教授

研究者番号：50162946

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：性格が不一致ならそれは神が原初において定めた結婚の本義に反するので離婚は許されるべきだと17世紀の英国人ミルトンは主張しているが、その主張は、聖書解釈を支える聖愛原則を柔軟に適用し、神学者の記述や市民法の文言を意図的に改ざんして導き出されている。

性格不一致ゆえに離婚可能という現代の考え方の近代的な起源はミルトンに遡れるが、その考え方にはそもそもこのような不実が含まれている。また、こうした離婚事由が1960年代の家族法では認められるようになったが、それは多様化した個人の価値観に対応するための公共的理性的回答であり、離婚可能の議論にまわりついていた宗教的理由付けとは無関係に成立している。

研究成果の概要(英文)：John Milton claims temperamental incompatibility between spouses to be a legitimate reason for divorce. He enlarges the realm of charity to support rather than criticize divorce on grounds of no humane interaction. In fact, Milton went further than the family laws in 1990's which introduced divorce by mutual consent on the no-fault basis. But many of Milton's interpretations of the biblical texts should be regarded with suspicion or as idiosyncratic as was treated by his contemporaries. Milton also argued that God ordained marriage to be an institution where men are provided with companionship and comfort as the remedy of solitude. Milton's stress on the emotional aspects of marriage matches our trend that animosity between spouses should be reduced as a matter of "public reason" responsive to the complexities of private values. Divorce was rooted in religious sentiments of human sanctity rather than in reasonable views to human nature that are indispensable to the public debate.

研究分野：英文学

キーワード：ミルトン 離婚 結婚愛 家族法 性格不一致 聖書釈義

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 中世ヨーロッパの宮廷恋愛が、17世紀になって崩れ、男女の人間関係は個人的な独自の感情の交わりという親密さにとってかわられたという見方 (Niklas Luhmann 1982) が一般的である。この歴史枠組みに準拠して、夫婦は相性であって愛情が必要という夫婦間の内面性への重視が起こり、閉鎖的家庭内核家族という近代家族が生まれ出されたという学説 (Lawrence Stone 1977; Alan Macfarlane 1986) が支配的となった。1980年代後半からこうした見解は批判にさらされるが、個人化に伴う親密さの重視と閉鎖的家庭内核家族は近代の特徴 (Anthony Giddens 1993) という見方は揺るがず、それは現代の結婚観・離婚観に暗黙のうちに受け継がれている。

(2) 聖書釈義から結婚を捉える研究は James A. Brundage (1990) の大著があるが、近年の Philip Reynolds (2007) でも、その主眼は中世であり、結婚愛・離婚観を明示したミルトンについては言及がない。次に、ミルトンの結婚観・離婚観については、John Halkett (1970) 以来、ジェンダーの視点から女性蔑視の問題に関心が向き、結婚観・離婚観にかかわる聖句の捏造的解釈の位置づけへの研究は皆無である。

(3) 日本の結婚・離婚観の歴史変遷については、江戸時代の書状研究 (高木侃, 1987)、明治から現代の法制史研究 (浦本寛雄, 1999)、また「戦後における結婚・離婚観の変遷」といった短い歴史スパンの社会学研究がある。これらは、文学・神学まで視野を広げて 19-20 世紀西洋文化との比較は研究対象となっていない。

## 2. 研究の目的

夫婦が相互に抱く愛は他の愛とは異なった愛であり、性格の不一致があるなら離婚は可能という主張を、西洋で最初に明示したの

は 17 世紀英国のジョン・ミルトンであった。

21 世紀の西洋・日本社会においては当然とされるこの主張を、ミルトンはその離婚論を通じて開陳したが、彼が依拠している聖書の聖句解釈には、彼自身の意図の飛躍と都合のよい捏造が溢れている。

にもかかわらずこの主張のうち、結婚愛は 17 世紀以降に浸透し、性格不一致による離婚は 19 世紀後半以降徐々に受容され、現在に至っている。

結婚愛と性格不一致が誤った解釈を源としていることの喚起、そして解釈受容の歴史的経緯を通じて、現代の結婚・離婚観を批判的に再考する。

## 3. 研究の方法

### (1) 誤解釈の検証

聖句「助ける者」(「創世記」2:18)、「恥べきこと」(「申命記」24:1) という文言について 16-17 世紀の聖書釈義家たちの説明をたどり、夫が妻に対して抱く精神的な「愛情」と妻が肉体を譲渡して夫に提供し交わるという「善意」との二つからなる内実の伴った主情主義とは本来、無関係であったことを示す。これらの聖句を主たる典拠として、性格不一致を正当な離婚事由と公言したミルトンの四つの離婚論が、当時の解釈から逸脱している度合いを示し、彼の議論は文言解釈の意図的に歪曲による、事由の正当性の主張であることを明らかにする。聖書釈義に関する基礎資料の収集を、ケンブリッジ大学の古文書館で行う。

### (2) 歴史的経緯

ミルトンによる誤解釈はその後、継承されることはなかった。しかし 200 年後に、19 世紀後半に西欧各国で離婚法改定が起こり、離婚が結婚と同様に社会制度として顕在的に認知されるようになる。認知理由の一つは、社会の中で私的離婚が浸透し、財産所有権、嫡出子認定、相続が社会問題化し、これを防ぐ

ための緊急避難的措置であった。また、結婚愛を通じた個人の精神的幸福が重要視されるようになったことが社会認知に貢献した。しかしそれでもミルトン離婚論が主張する性格不一致による離婚が公的に認められるのは、英国においては 1969 年の離婚法である。性格不一致は結婚愛にひびを入れるので離婚事由となりうるとする常識は、近代的とはいっても 20 世紀後半の独特の観念である。この点については、社会学者・神学者・法学者・文学研究者と意見交換の場を設け、知見を得る。

#### 4. 研究成果

(1) 『離婚の教義と規律』において、ミルトンが主として議論の典拠としている法学者グロティウスと神学者ファーギウスの聖書釈義は、彼自身の意図的飛躍と都合のよい捏造から成り立っている。いずれの学者においてもその聖書釈義は、「申命記」の離婚許可〔旧約下の離婚許可〕と「マタイ福音書」のイエスの離婚拒絶〔新約下の離婚不許可〕とを文字上の齟齬を調停する方向で進む。グロティウスの場合には、衡平法の観点から不品行による離婚は新約下においても許可されると述べているだけで、性格の不一致による離婚許可への言及はない。また神学者ファーギウスでは、「かたくなな心」ゆえの離婚は不許可で、「うざい妻」に対しては「進んで苦しみに耐える」ことを勧めている。

(2) 上記のグロティウスについては、日本では国際法の父として知られているが、聖書釈義家として当時は著名であった。この釈義家は、ミルトンと同じく、聖愛の原理にもとづく聖書解釈を提唱してはいる。しかしミルトンによる彼の釈義要約に反して、聖愛を重んじるなら、配偶者にたいして忍耐をもって臨むべきであると説明している。ミルトンによるこうした意図的な誤解釈を生み出した根拠として、ミルトンが個人的

な夫婦離別体験のさなかにあったこと、ミルトンが結婚を感情充足が保証される場として位置づけ、特殊な聖愛観を抱いていたこと以外には、積極的な根拠がないことを明示的に示した。

(3) 性格一致の結婚愛の〈歴史的経緯〉については、ケンブリッジ大学（古文書館）で、特に State Papers: Domestic series および同大学フェローが示唆する古文書を渉猟し、その結果、家産・子孫という二つの価値が結婚の決め手ではあったが、従来からミルトン独自と考えられていた性格一致という価値も特に中産階級では結婚決定の重要事項であることが裏付けられた。この点については、University College London の名誉教授と 18-19 世紀英文学研究者と意見交換を行ったが、その場でも確かめられた。

(4) 性格不一致の離婚の〈歴史的経緯〉については、ミルトンの離婚論出版（1643 年）はエドワード王時代に草稿として存在してはいても出版が 1641 年であった *Reformatio Legum* の再婚容認の議論の延長上にあることが明瞭になった。詳しく言えば、人間の結婚は教会とキリストの結婚の象徴とされ、カトリックでは「食卓とベットからの離婚」（別居）は認めているが、*Reformatio* では、食卓とベットからの離婚を超えて「婚姻の絆からの離婚」を認めていたがゆえに再婚を容認していた。しかしこの法が出版されなかった背景には、英国国教会としては「婚姻の絆からの離婚」は容認できなかったが、現実には、離婚・重婚の例が、禁止されているはずの利子同様に、多々あったことが資料から裏付けられた。

(5) ミルトンの意図的な誤解釈について、彼のような誤解釈を、16-17 世紀聖書釈義の集註版といえる *Critici Sacri* を検索契機として、引用原典にあたりながら比較対照したが、似たようなケースを発見し得なかった。ミシェル・ジャネレが指摘する、人文主義にみられ

る対話を通じた「創造的模倣」(mimesis)、すなわち、作家が過去の文献を引用するが、その際に自分の時代の生活空間に生息するように、過去の文献の中で使われていたのとは異なった意味で使うという修辞手法からは逸脱していると考えべきだという結論に到達した。

(6) 上記の成果は、下記5に記載したように、国際学会で発表を行い、また、Web サイト上にこの件に関するサイトを作り、随時更新していった。また、ミルトンの離婚・結婚観について、歴史的検証・再評価を行うために、社会学者・神学者・法学者・文学研究者を招いて、講演会を7回行い、現在の結婚観・離婚観に囚われているがゆえに生じる個人の幸福・不幸福感は、実際には相対的事実であることを明るみに出していった。会場では研究者はもちろんのこと、学生、一般まで含めて活発な議論が巻き起こり、現代の結婚・離婚観から一元的に価値判断せず、柔軟に構える態度が醸成されていった。講演者と演題(開催順)は以下の通りである。川口能久(立命館大学・教授)「結婚とは何か:ジェイン・オースティン小説における結婚」、小田原謠子(中京大学・教授)「ヘンリー八世とキャサリンとアン:16世紀イングランドの結婚と離婚」、木村晶子(早稲田大学・教授)「ヴィクトリア朝小説における結婚の幸福:ギヤスケル、ブロンテ、G・エリオットの作品から」、谷本奈穂(関西大学・教授)「現代日本における別れの理由」、ホアン・マシア(元上智大学・教授)「結婚の絆に関する法学者と宗教者の対立:聖書物語を読み直す哲学の考察」、Elisabeth Alofs(ブルッセル自由大学・教授)「家族法の脱・契約化」、David M. Notter(慶応大学・教授)「恋愛と結婚の前近代・近代・脱近代」。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3件)

鈴木繁夫、排除、増幅、虚証:ミルトン離婚論の神聖修辞学、名古屋大学言語文化論集、査読無、36巻第2号、2015、63-79.

鈴木繁夫、性格不一致の離婚は可能:ミルトン離婚論の「申命記」と「マラキ書」釈義、名古屋大学言語文化論集、査読無、36巻第1号、2014、43-52.

鈴木繁夫、性格不一致の離婚とその起源:ミルトン離婚論と現代離婚観の宗教性、名古屋大学言語文化論集、査読無、35巻第1号、2013、65-80.

[学会発表](計 1件)

鈴木繁夫、A Whisper of Grotius: The Rule of Charity in Milton's Divorce Tracts, The British Milton Seminar, 2014年10月18日、The Birmingham and Midland Institute (Birmingham, UK)

[その他]

ホームページ等

[http://geosk.info/htdocs/?page\\_id=40](http://geosk.info/htdocs/?page_id=40)

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

鈴木 繁夫 (SUZUKI, Shigeo)

名古屋大学・大学院国際言語文化研究科・教授

研究者番号: 50162946

### (2)研究分担者

該当せず ( )

研究者番号:

### (3)連携研究者

該当せず ( )

研究者番号: